

九月のお知らせ



パート、契約社員、アルバイト...非正社員のための適切な処遇とは？

< 10月から、『改正パート労働指針』が適用されます >

厚生労働省は、パート社員と正社員の間、賃金などの不合理な処遇の格差をなくす旨を、『改正パート労働指針』で、9月中旬に告示する予定です。

指針では、正社員と同じ仕事をするパート社員には、正社員と同じ方法で処遇を決定することや、正社員への登用制度の充実などが、会社側が実現すべき措置として挙げられています。

この指針の改正は、ここ数年間の、非正社員の増加傾向と、彼らと正社員との賃金格差などの拡大傾向を反映して行われました。

< 働き方に即した適切な手続きを >

非正社員と正社員を同じ方法で処遇決定する 今までの枠組み事態を考え直すという厚労省の指針ですが、これを、より働きやすく、生産性の高い職場を実現するための有効な手段と考えてみるのはいかがでしょうか。「短時間正社員」という言葉も耳にするようになりましたが、処遇の向上を、非正社員のより一層の戦力化に役立てていくこともできるのです。

具体的には、非正社員の職場環境を、きちんとしたものに整えていくことが、その第一歩となります。たとえば、「パートさん」との仕事の契約も、口約束で終わらせず、『労働条件通知書』として書面にするという手続きを踏むようにするだけでも、お互いの安心の度合いは大きく変わってきます。

この通知書にとどまらず、「パートさん」「契約社員」「アルバイト」など、非正社員の呼び名に左右されて、実際は必要な手続きが他にも抜け落ちている場合も多々あるようです。

呼び名や、これまでの処遇にとらわれず、それぞれの労働条件に応じて、雇用保険に加入する、健康保険・厚生年金保険に加入する、といった、法律にも適った処遇をすることで、職場環境を充実させてゆくことが出来るのです。

一般的には、パート社員は主婦などの長期契約・短時間労働者、アルバイトは学生などの短期契約・短時間労働者、契約社員は有期限契約・通常時間労働者の名称になっているようです。

< 労働法・社会保険・税制上のきまり >

非正社員について、適用される法律上の決まりを、以下に列挙しましたので、ご参照下さい。

雇用保険

正社員よりも労働時間の少ない非正社員でも、下記の要件を満たせば被保険者になりますので、所定の手続きが必要になります。

1週間の所定労働時間が20時間以上であること。(30時間未満なら短時間被保険者に)

1年以上働くことが見込まれていること。
雇い入れ通知書や就規で労働条件が明確なこと。

社会保険

明確な決まりがありませんが、所定労働日数と、所定労働時間が、それぞれ正社員の4分の3以上であれば、状況に応じて加入することになります。年収に応じた決まりもありますが、年収130万円未満であれば家族の方の被扶養者になれるので、この年収額を決定の目安にすることが多いようです。

労働基準法

非正社員にも、労働日数、労働時間に依りて年次有給休暇を付与しなければならないとの決まりがあります。

所定労働日数が週5日以上である場合、所定労働時間が週30時間以上である場合は正社員と同じように有休が付与されますし、所定労働日が週4日以下の社員、年間所定労働日数が216日以下の社員には、所定労働日数に応じて、それぞれ有休が付与されることになっています。

税制上のきまり

非正社員本人に対する課税

住民税 所得割は年収99万円まで非課税。
均等割は夫と同一市町村の妻は99万円超えても非課税
所得税 年収103万円まで非課税

非正社員の配偶者控除

住民税 配偶者控除(33万円)及び配偶者特別控除(33万円)
所得税 配偶者控除(38万円)及び配偶者特別控除(38万円)
パートタイマーの年収が103万円を超えると、配偶者控除が認められない。
パートタイマーの年収が141万円を超えると、配偶者特別控除が認められない。

平成16年度分以降、配偶者特別控除制度は廃止

< 10月の天引き分から、社会保険料が変更されます >

10月天引き分の社会保険料から、来年9月までの間、保険料額が、新しい額に変更されます。新保険料額は、今年7月に届け出た、算定基礎届にもとづいて決定されました。

給与計算を委託されている会社の被保険者の皆様には、新保険料を天引きし、明細に通知を同封してお送りします。委託されていない会社の皆様については、会社宛てに保険料通知をお送りいたしますので、給与の支払時に被保険者の皆様にお渡し下さい。

パート社員・アルバイト・契約社員の処遇に関するご相談など、記事・業務内容についてご不明な点などございましたら、当事務所までご連絡・ご相談ください。



〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-6-1 21 東和ビル703

TEL 03-3556-8202 FAX 03-3556-8454

原・酒井社会保険労務士事務所